

Monthly Note

vol.78

(全労済協会だより)

Think Tank of Mutual aid 相互扶助を実践するシンクタンク

CONTENTS

- **《寄稿》シリーズ4 共益から公益へ打って出る** ————— 1~2
労働者福祉中央協議会 前事務局長 高橋 均 氏に
寄稿いただきました。
- **2013年春期「退職準備教育研修会」
【東京開催】報告** ————— 3
全労済本部会館にて開催しました。
- **宮城講演会開催報告** ————— 3~4
5月11(土)に宮城県仙台市にて講演会を開催
しました。
- **コラム
「暮らしの中の社会保険・労働保険^{②⑥}」** ————— 5
今回のテーマは「公的年金の支給開始年齢について」
考えます。
- **全労済協会シンクタンクサイト
リニューアルのご案内** ————— 6
シンクタンクサイトのリニューアルを行いました。
- **認可特定保険業(新制度)のご案内^④** ————— 7
法人自動車共済保険<ユニカー>その^②
- **2013年度公募委託調査研究を
募集しています** ————— 8
勤労者の福祉・生活に関するテーマの調査・研究を募集
しております。
- **研究報告誌を刊行しました** ————— 8
●公募研究シリーズ^⑲
「退職後勤労者の家族および近隣との『つながり』と
高齢期の健康状態に関する調査研究」
(東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科国際保健医療
協力学所属講師 清野 薫子 氏)
●公募研究シリーズ^⑳
「協力して生産性を上げる職場作りのためのアクション
チェックリストの開発」
(北里大学医学部公衆衛生学准教授 和田 耕治 氏)
- **全労済協会からのお知らせ** ————— 8
●当面のスケジュール

《寄稿》シリーズ4 共益から公益へ打って出る

労働者福祉中央協議会 前事務局長 高橋 均

生協法・労金法には、「組合は、その行う事業によつて、組合員に最大の奉仕をすることを目的」とするという条文が置かれ、協同組合が組合員のための組織であると規定している。組合員以外の利用は原則的に認めないという意味で、典型的な仲間うち(共益)の組織、いわばクラブなのである。

その共益組織である「協同組合」には、事業分量に応じた配当金全額が損金として認められているほか、法人税・固定資産税・事業税・印紙税などで相当程度の優遇税制が適用されている。いま、TPPの議論を機に、またぞろ金融・保険の競争条件の内外イコールフットイング化(公的介入、優遇税制の排除)が叫ばれ出している。なぜ、共益組織に税の優遇をしなけれ

ばならないのか、と。

ところで、協同組合に対する優遇税制はいつから、どのような理由で始まったのであろうか。税の優遇は、明治33年の産業組合法成立時にとられた措置であるようだ。地租改正で貨幣経済が農村にまで及ぶようになったとはいえ、人口の8割が小農・小商人・職工であった明治時代。とくに、日清戦争後の恐慌が深刻化したため、中産以下の国民の困窮による社会不安を抑え、地方経済の維持・充実をはかるためには、たとえ官僚主導による協同組合であっても、その制定が急がれたのである。産業組合法の衆議院における法案審議の過程で、「産業組合法に於いては政府が保護する点は甚だ少ないから…所得税・営業税を免除する位の保護を与えて然るべき」、「産業組合に所得税を課

すということは、一般公衆に対しても営業をなすと見做してあるようで、組合員の範囲内で事業を行うというこの立法の趣旨にもとる」、また「相互の信用が能く密着して居る所の利便を計るとというのが目的で、なるべく一市町村に亘らせぬ方針」などの議論を経て、税免除の法律が制定されたのである。

産業組合法を引き継いで、戦後制定された「消費生活協同組合法」や「労働金庫法」における税の優遇措置は、今日の厳しい員外規制、地域規制との表裏の関係として100年以上前に誕生し、引き継がれているといえよう。

戦後直後に作られた各協同組合法における組合員は、生協、労働金庫、全労済にせよ、当時は相対的に社会的な弱者と見なされていたがゆえに、税の優遇措置にもそれなりの説得性があった。しかし今日、いわゆるワーキングプアが全労済や生協の組合員になるのは、容易くはないし、未組織の非正規労働者を労働金庫の融資システムにそのまま適用するのも実際には難しい。そのため、今日の協同組合の組合員や労働組合員は、社会的にはむしろ「勝ち組」と見られがちである。それだけに、「勝ち組の仲間内組織になぜ税を優遇しなければならないのか」という声にどう応えるかが問われている。

“一人は万人のために。万人は一人のために。”で始まった協同組合は確かに「共益」組織であるとはいうものの「公益」に最も親和性のある組織である。

であればこそ、こうした状況変化を受け止め、事業で得られた利益や剰余金（優遇されている税額相当分も含め）の一部をこれまで以上に目的意識的かつ積極的に「公益」に拠出していく必要があるのではない

だろうか。それはまた、ICAの地域コミュニティへの貢献という原則に合致するだけでなく、協同組合の理念に照らせば、むしろ必然的に果たすべき役割だと思ふのだ。あの経団連でさえ、経常利益の1%を社会貢献事業に拠出する「1%倶楽部」運動を行っているのだから。

労働組合にも同様の取り組みを求めたい。連合は、2013年新春アピールで、「社会運動の核となり、格差、貧困など社会の不条理に敢然と立ち向かっていく覚悟です。そのためには、労働金庫、全労済、労福協等と培ってきた共助の輪に、非正規労働者、長期失業者など最も共助を必要としている人々が参加できるよう、具体的な取り組みを進めなければなりません。」と述べている。

ならばその取り組みの第一歩を、優遇されている税の一部を非正規労働者や生活困難者に対する支援に充てることから始めてほしい、と思う。

具体的には、労働組合に還元されている利用配当や出資配当、支払委託手数料の一部を拠出するのはどうだろうか。加えて、労働運動が過去から営々として積み立ててきた1兆2千億円にものぼる闘争積立金の利息の一部を拠出することも考えてもらいたい。こうした行動こそ、社会的労働運動を進める労働組合が公益性を発揮するまたとないチャンスである。

労働組合幹部の叡智と決断に期待している。

「共益」を超えて「公益」へ。それは、これからの協同組合と労働組合が挑戦すべき方向性である。

労働者福祉中央協議会（中央労福協）前事務局長の高橋均氏より、本誌シリーズとして第74号より計4回の寄稿をいただきました。労働運動と労働者自主福祉運動、それから協同組合運動について、それらの過去・現在の関係性を紐解き、未来への課題を多く取り上げていただきました。

連載については今号で一区切りとなりますが、まだまだ多くの課題や可能性を指摘されています。

今後もこのような掲載企画にて、多くの方々と共有できる内容を提供していきたいと考えます。

今回の高橋氏の連載について、快く原稿をお書きいただいたことに多大なる感謝を申し上げます。

なお、バックナンバーは下記となりますので、ご要望があれば全労済協会経営管理課までお問合せください。

- | | |
|-------------------------------|-------------------|
| 第74号：「業者」と「お客さま」から「ともに運動する主体」 | < 2013年3月発行 > |
| 第75号：「非営利」と「営利」の違いは何か | < 2013年4月発行 > |
| 第77号：「保険」と「共済」～その違いのルーツを探して | < 2013年6月発行 > |
| 第78号：「共益」から「公益」へ打ってでる | < 2013年7月発行(本号) > |

2013年春期「退職準備教育研修会」【東京開催】 報告

6月5日－6日に全労済会館（東京・新宿）において13年春期退職準備教育研修会（コーディネーター養成講座）を開催し、労働組合執行部を中心に42名の方に参加をいただきました。

研修では、当協会監修のテキスト『実りあるセカンドライフをめざして』を中心に講義を行ない、研修会参加者が職場に戻った後、このテキストを用いれば組合員への説明や簡単な研修会を開くことができる程度の知識習得を目指しました。

セカンドライフに向けての基礎知識の習得の他、研修会を開催する際の説明のポイントや話術、ワークを用いた「気づき」や「発見」も重視しています。

冒頭に「セカンドライフの生き方」を見つめ、グルー



▲日産労連 浜田氏の活動事例紹介

プワークを体験。テレビなどでも活躍されているいちのせかつみ氏に研修会開催の際の話術等も含めご講義をいただきました。続いて、

退職前後に必要な知識として「セカンドライフの生活経済」「暮らしの見直し



▲グループワークの風景

(支出編)」、2日目は「暮らしの見直し（収入編）」や、退職者に関わる「税金」、「年金」、「健康保険」制度の概要・請求手続き、「雇用保険」の失業給付と受給手続きについての講義を行い、現在の生活を見つめて将来を計画する「準備の必要性」について、専門家の方々にご講義をいただきました。

労働組合の活動事例紹介では、日産労連教宣局局長の浜田浩之氏より、50歳を迎える組合員の生活設計支援の取り組みとして実施されている、「ライフデザインセミナー」についてご紹介をいただきました。この取り組みは日産労連全体としては3年目を迎えるそうです。取り組み開始までの経緯からセミナーの内容や実施状況まで、具体的な事例をご紹介いただきました。普段はなかなか聞く機会がない他の労働組合の取り組みを知ることができて大変参考になったと、参加者からご好評をいただきました。

宮城講演会開催報告

テーマ「復興への基軸 ～世界の構造転換と日本～」

当協会は、2013年5月11日（土）午後1時から「仙台サンプラザホテル」において、「復興への基軸 ～世界の構造転換と日本～」をテーマとした講演会を開催しました。

今回は、東日本大震災から2年2ヵ月が経過した時点で、さまざまな課題が山積する被災地の復興について、第1部は日本総合研究所理事長の寺島実郎氏による講演を、第2部では仙台市長・奥山恵美子氏、岩沼市震災復興会議議長・石川幹子氏に、寺島氏を交えて「被災地の復興に向けて」をテーマに鼎談を行いました。当日は参加された約400人が熱心に耳を傾けていました。講演会の概要をご紹介します。

第1部：寺島実郎氏 講演 「復興への基軸 ～世界の構造転換と日本～」

●実体化への回帰を

東北の復興を考えるにあたり、世界の動きからお話します。

先日アメリカに行った際に、1年前は“反原発・再生可能エネルギー”を掲げていたのに、今は株の話題に沸いている。日本人はどうなっているんだといわれました。今の日本人は、別の意味で思考停止しているのでは

ないでしょうか。

確かに、株価は上昇しています。しかし、今の株価上昇の本質は、いわゆる“外人買い”の効果。それも、その目的は日本再生のための投資というより、短期に



売り抜く資本主義がその実態といえます。「モノを作らない経済」の限界、マネーゲームの空気は危険です。21世紀初頭からリーマンショックまでの世界経済の7年間は、異常だったという省察が必要です。ここに来て、リーマンショック直前の川上インフレ・川下デフレといわれるねじれ現象が浮上し、物価は上がるが所得にはつながらない状態です。

昨年、日本は化石燃料などエネルギー関連で24.1兆円、食料で5.9兆円、2つ合わせて30兆円を輸入した。今年、この2つの輸入量が、仮に昨年と同じとすると、当時に比べ約2割円安の現在、輸入額としてはすでに約6兆円の輸入増となります。海外からの食料輸入を1兆円減らして、競争力のある日本の食料・食材を今の約5,000億円から1兆円くらいに高めると、日本の産業構造は安定するのではないか。そして、その重要な役割を東北は担っていくべきではないか、と思います。

●アジアダイナミズム

東北復興を見ると、県ごと、市町村ごとには頭が下がるほど頑張っているが、著しい構造転換の中で、新潟を含めた東北全体の復興として捉えなければならぬことを改めて提言したいと思います。人口減少・高齢化が進むこの地域で、どんな産業プロジェクトを見だし進めていくか。その際の方向感覚として、いかにアジアダイナミズムと向き合うかは重要です。

第2部：寺島実郎氏、奥山仙台市長、石川幹子氏の特別鼎談「被災地の復興に向けて」

第2部の鼎談では、「被災地の復興に向けて」をテーマに、復興に向けた具体的な取り組みの紹介や宮城の今後の産業、震災後にもたらされたものなどについて意見交換がなされました。



仙台市長・奥山恵美子氏からは、「集団移転が本格的に動き出すとともに、仙台でも多重防災を旨とし、

世界港湾ランキングでは1位の上海から8位までがアジアで、アジアダイナミズムに伴い物流も劇的に変わり、日本海物流の時代。宮城でいえば、仙台空港や仙台港と山形の酒田港の連携が大切になるでしょう。

●プロジェクト・エンジニアリング

産業の芽となる創造的プロジェクトは、芽生えているのか。台湾での復興支援シンポジウムでは期待を込めて「賢い日本人のことだから、そろそろ我々には考えもつかないプロジェクトができていだろう」といわれました。

阪神淡路大震災の時と比べて、ものすごく進歩したのは携帯電話とコンビニです。一方、全く進化していないのが住環境。この問題を考える時、道の駅が重要な防災拠点になり得ます。風呂、トイレ等を設備した「水回りコンテナ」、最小限の医療設備を整えた「医療コンテナ」、カプセルホテルのような「住環境コンテナ」を、道の駅にスタンバイさせておけば、震災が起こったら瞬時に動かせる。防災産業の柱にもできるはずです。

個別の芽は出ていますが、さらに目線をあげて、創造的で海外の人が見に行きたいと思える復興プロジェクトを創造したい。そのために必要なのがプロジェクトエンジニアリング。個別の要素を組み合わせ、一つの問題として束ねてまとめて解決していく力が、今、必要です。

かさ上げ道路の用地を取得中です。今後、復興の軸となるのは力強く農業を再生する農と食のプロジェクト。農業の大規模化、法人集約化により復興につなげたい。」と、復興の現状や集団移転、復興に欠かせない農業再生について等のお話がありました。

岩沼市震災復興会議議長・石川幹子氏からは、「私は岩沼育ちで、故郷をなんとかしたくて、岩沼市-東大ペアリング支援が始まりました。塩害に強いトマトを育てて東京で売ったり、ワークショップを重ねた末、農業が強く立ち上がってきました。防災面では、海岸林やいぐね等の多重防御による安全なまちづくりを進めています。」と、岩沼市の復興、再生の取り組み“岩沼モデル”についてのお話がありました。

コーディネーターを務めた寺島氏は「食材王国みやぎの農業を活力ある産業に」「未来ある若者の参画と創造力にさらなる期待をしたい」「未来の東北と日本のために心踊るランドデザインの花を咲かせなければならない」とし、和やかな雰囲気のもとで意見交換がされました。

(出典：河北新報 2013年5月31日朝刊掲載)

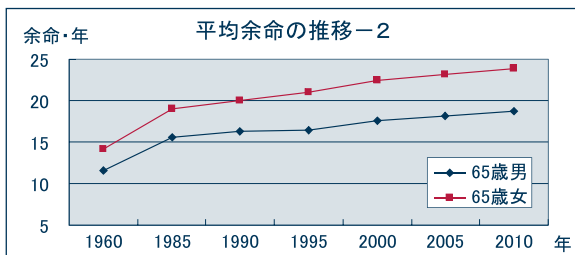
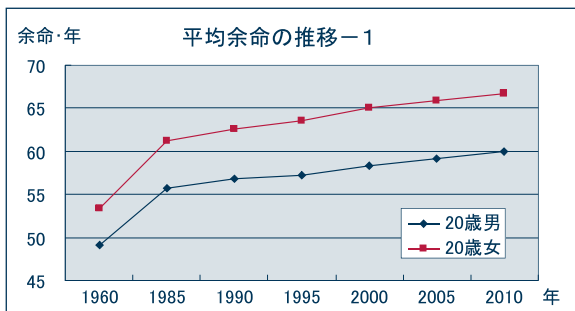
☆今回ご紹介した内容は、当協会ホームページ「シンクタンクサイト」でもご覧いただけます。講演会の報告書は7月下旬に発行を予定しています。

社会保障の今後のあり方を構想する社会保障制度改革国民会議で、公的年金の支給開始年齢の見直しが議論されています。そこで今回はこの問題を考えます。

Q1. 公的年金の支給開始年齢を、現在の 65 歳から引き上げることが検討されているようですが…。

A1. 8月21日の終了期限が近づく国民会議では、公的年金制度の長期的な持続可能性をより強固にすることなどをめざした検討が行われています。

そのためには、公的年金支給総額の見通しと保険料等負担の見通しとのバランスの安定が必要です。まず年金支給総額に影響を及ぼす大きな要因は、ある年齢の人があと何年生きるかを示す平均余命の変化です。2010年の平均余命は、国民皆年金スタート直前の1960年と比べれば、20歳では11～13年、65歳では7～10年、延びています。また、2000年と比べても、20歳では約1.6年、65歳では1.2～1.4年、延びており、今後さらに延びる見込みです。

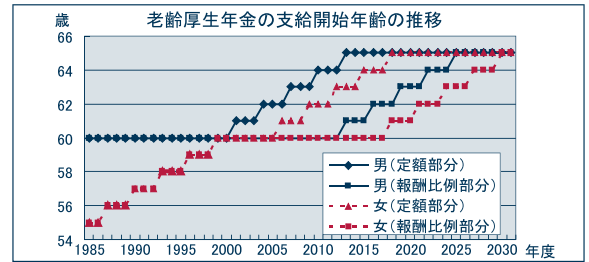


出所：厚生労働省「完全生命表」

一方、保険料負担に影響を及ぼす大きな要因は被保険者数、いわゆる現役世代の減少です。

このため、既に1994年と2000年の2度の厚生年金保険法改正により、2001年度から2030年度にかけて、老齢厚生年金支給開始年齢が男女別に60歳から65歳へ漸次引き上げられることとなり、現在、移行中です。なお、国民年金（老齢基礎年金）は1961年の旧国民年金の時代から今日まで支給開始年齢は65歳のままです。

また、2004年の法改正において、保険料水準と国庫負担率を将来的に固定するとともに、2004年以降も少子化の進行や平均余命の延びにより年金財政の均衡が図れないと見込まれるときは、



注1：定額部分は65歳時点で老齢基礎年金に移行。
 注2：女性の50代後半の支給要件は厚生年金被保険者期間20年以上のため、対象者は極めて限定されていた。

「マクロ経済スライド」の仕組みを発動し、年金額を引き下げて均衡を図ることとされました。

しかし、政令でその開始年度が2005年度とされましたが、「物価スライドの特例水準」が解消されなかったため、今なお発動されていません。

Q2. 平均余命の延びと少子化の進行には「マクロ経済スライド」だけでは対応できないのですか？

A2. 2004年改正では、マクロ経済スライドを発動した場合でも、片働き専業主婦世帯をモデルとして、65歳の公的年金受給時点での所得代替率、つまり、男性被保険者の平均手取り賃金に対するモデル年金の比率は50%を下回らないこととされました。2009年の財政検証でも、所得代替率は今後も50.1%を維持するとされていますが、基礎年金のマクロ経済スライドは2038年度まで継続するとされています。

一方、生活保護を受給せざるを得ない高齢者世帯は今年3月には70万世帯を超え、生活保護受給世帯全体の約45%を占めています。今のままマクロ経済スライドを発動すればこの状況を一層悪化させることとなります。

今日、健康寿命が延びていることが指摘されています。厚生省厚生科学審議会では、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と健康寿命を定義し、2010年には男70.4年、女73.6年としています。高齢期の雇用確保を前提とした上で、たとえば老齢基礎年金の支給開始年齢を引き上げ、より高齢期に年金給付を集中するとすれば、マクロ経済スライドによる老齢基礎年金の最低保障機能の低下を緩和し、長生きリスクにも一層適切に対応することができます。

大きな政治的決断である公的年金の支給開始年齢の引き上げには、これまでその決定から開始までだけでも7～13年かかっています。今後も、相当の周知期間が必要であるとすれば、決断を下す時期はすぐそこまで来ていると言えます。

(特定社会保険労務士 CFP®認定者 西岡秀昌)

全労済協会シンクタンクサイト リニューアルのご案内

全労済協会シンクタンクサイトをリニューアルしました。より見やすく、情報を探しやすくをモットーに作成しました。ぜひご利用ください。

全労済協会シンクタンクサイト http://www.zenrosaikyokai.or.jp/think_tank/

「特集」、「カルチャー」、「活動紹介」、「シンポジウム・講演会」、「生活設計情報」、「暮らしの役立ち情報」の6つのカテゴリーに分け、より情報が探しやすくなりました。



【特集】

トップページから最新の4つのインタビューページに移動しやすくなりました。

【カルチャー】 NEW

当協会の調査研究部員がおすすめる書籍や映画をご紹介します。随時更新していきますので、ご期待ください！

【生活設計情報】 NEW

勤労者生活実態調査アンケートの結果に基づいた生活意識や保障に関する意識と実態など、生活設計のヒントや社会保障制度の情報をわかりやすくまとめています。

【活動紹介】 NEW

当協会の調査研究部の活動内容について2つの形式でご紹介しています。

「活動日誌」

日誌形式で、活動内容や取材の様子等をご紹介します。

「活動報告」

研究会や寄附講座など、活動内容を詳しくご紹介していきます。著名な先生方が集まった研究会の報告はとて貴重です。

【シンポジウム・講演会】

2013年5月11日開催の宮城講演会の模様について更新しました。寺島実郎氏の基調講演、奥山仙台市長・石川幹子氏・寺島実郎氏の鼎談を掲載しています。

認可特定保険業（新制度）のご案内④

法人自動車共済保険<ユニカー>その②

I . 制度内容の改定②

1. 中断特則の新設

従来、ご契約を中断（解約・満期切れ）された後に新たにご契約される場合、新規契約として6等級でのお引き受けとしておりましたが、新制度では、一定条件を満たす場合には、中断後の新たなご契約について中断前に適用されていた等級を継承できる「中断特則」を新設しました。

※「中断特則」の適用を受けるためには、中断（解約・満期切れ）の際に「中断証明書」の発行依頼が必要となります。

2. 保障額の変更

お支払する保険金について改定し、一部の保障を増額しました。

(1) 対人臨時費用の増額

	死亡の場合(1名)	入院の場合 (20日以上入院)
現行	10万円	2万円
改定後	15万円	3万円

(2) 自損事故・搭乗者傷害の後遺障害の最高支払額の増額

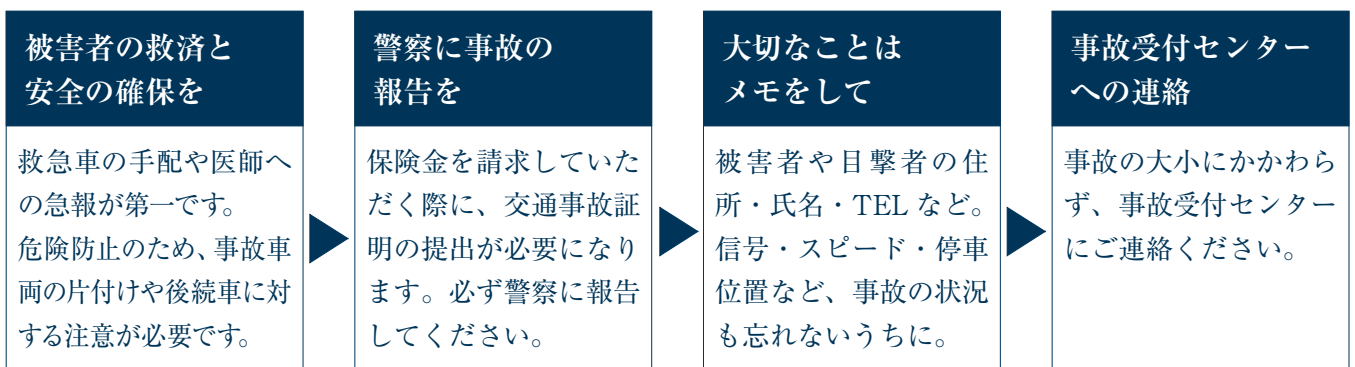
	自損事故保険	搭乗者傷害保険
現行	60万円～ 1,750万円	保険金額の 最高120%
改定後	60万円～ 2,200万円	保険金額の 最高170%

II . 万一事故を起こされた場合のお手続き

2013年6月1日より、法人自動車共済保険<ユニカー>の事故受付専用フリーダイヤルを開設しました。万一事故を起こされた場合は、下記フリーダイヤルへご連絡ください。

24時間 365日事故受付フリーダイヤル 0120-5577-91

もしも事故を起こしたら…



<ご注意>・独断での示談交渉はしないでください。相手方と示談される場合には、必ず事前に全労済協会の承認を得る必要があります。承認を得ない場合には、保険金をお支払できないことがあります。

・警察には必ず報告してください。交通事故証明書が提出されなかった場合、保険金をお支払できないことがあります。

2013 年度公募委託調査研究を募集しています。

全労済協会では、勤労者の福祉・生活に関連するテーマの調査・研究を募集しております。概要は下記のとおりです。①応用・先進的研究への研究機会の提供や、②主に若手新進研究者を対象とした研究の機会の提供の観点で採用を予定します。多数のご応募をお待ちしております。

2013 年度公募委託調査研究の概要

募集テーマ：「社会連帯への架け橋」をメインテーマとして、我が国の勤労者の福祉・生活実態に関する調査研究を募集します。

メインテーマ「社会連帯への架け橋」について

近年、失業の長期化、非正規雇用の拡大等、雇用は不安定化し、労働市場と長期雇用を前提とした社会保障から脱落する人々が増大し、さらに人と人との相互依存関係も薄れて社会から孤立化するなど、不安が日本社会全体に広がっています。

個人や組織、制度等の連携により社会全体でいかに連帯して、生活を守っていけるのか、調査研究計画を幅広く公募いたします。

募集期間：2013年6月17日(月)～9月24日(火)17時(当協会必着)

研究費総額：1,200万円(数件程度の採用を予定)

☆詳しくは全労済協会ホームページの「シンクタンク事業－調査研究活動」の「公募委託調査研究」ページをご覧ください(募集要項を掲載しております)。

全労済協会ホームページ <http://www.zenroaikyokai.or.jp>

研究報告誌を刊行しました

公募委託調査研究について、本誌76号でご紹介しました「退職後勤労者の家族および近隣との『つながり』と高齢期の健康状態に関する調査研究」、および本誌70号でご紹介しました「協力して生産性を上げる職場作りのためのアクションチェックリストの開発」の研究報告誌を刊行しました。報告誌をご希望の方は、当協会ホームページの「シンクタンク事業－報告誌の刊行(報告誌ライブラリー)」の「公募研究シリーズ」ページからお申し込みください。

●公募研究シリーズ②⑨

「退職後勤労者の家族および近隣との『つながり』と高齢期の健康状態に関する調査研究」

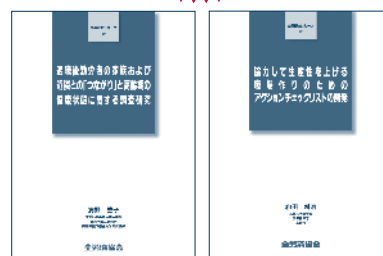
(東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科国際保健医療協力学所属講師 清野 薫子 氏)

●公募研究シリーズ③⑩

「協力して生産性を上げる職場作りのためのアクションチェックリストの開発」

(北里大学医学部公衆衛生学准教授 和田 耕治 氏)

新刊



全労済協会からのお知らせ

全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	
6月17日(月)～9月24日(火)	2013年度公募委託調査研究募集	
7月22日(月)	第139回理事会	2012年度事業報告 他(於:ホテルサンルートプラザ新宿)
8月6日(火)	第40回評議員会	2012年度事業報告 他(於:ホテルサンルートプラザ新宿)

Monthly Note (全労済協会だより) vol.78 2013年7月

発行: **全労済協会**
一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階
TEL. 03-5333-5126 (代表) FAX. 03-5351-0421
《ホームページ》 <http://www.zenroaikyokai.or.jp/>

発行人: 高木剛 編集責任者: 小池正明